

議会改革検討協議会報告

前回10月15日号に本協議会の検討課題について報告をさせていただきましたが、この度、検討結果報告書がまとまりましたので御報告させていただきます。

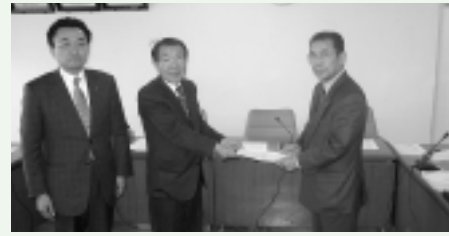
本協議会は、平成18年6月8日より14回にわたり、議会改革に関する検討課題について協議、検討を重ねてまいりました。

中でも、「議員定数、議員報酬等の見直し」、「政務調査費の透明性の確保」については、財政的課題等に対応するため、協議を積極的に重ねたところであります。

本報告書は、今後も議会改革が進められることを委員一同強く望むこととし、平成19年2月2日議長に答申されました。

- は検討結果
- 1 政策形成機能の充実・向上
 - 政策立案機能の向上について
 - 政策立案能力を高めるため、議会議務局に調査専門のスタッフ（調査係）を配置し、情報収集または立案の技術を磨き、全体の勉強会等に繋ぎ合わせる。
 - 議会図書室を充実させ、最新情報を整備する。
 - 執行機関に対する権限（監視機能）の強化
 - 基本計画等の重要事項の策定に関しては、条例で定める議決事件とするよう提言する。
 - 理事者側から提案する議案や一般質問等については、背景にある現状のデータ、数値等を議案の送付後、また一般質問においては受付後、速やかに議員の方に情報として開示されるよう要望する。
 - 市民意思の把握機能の充実、向上
 - 市民意見聴取と議会意思との整合性が課題となっており、市民ニーズを十分把握するシステムを議会としてどうするか検証が必要である。
 - 議会側としても、市民集会、フォーラム、パブリックコメントなどの活用方法を整理し、明確化していく。
 - 臨時議会の活用（議長の臨時会開催請求権の積極的活用）
 - 議員提案について臨時議会の請求権を積極的に活用し、議会の活性化を図る。
 - 長に対して、なるべく専決処分は避けて臨時会を招集されるよう要望する。
 - IT機器の積極的活用
 - 議場へのパソコン配置を含めて、市政情報等の収集や議会文書等のペーパーレス化など、実質的などころでの議会運営におけるIT機器の活用を検討していく。
 - 2 議会に対する期待と評価に対する機能の強化
 - 【市民に開かれたわかりやすい議会】
 - 議員定数、議員報酬等の見直し
 - 協議会としては、議員定数、議員報酬については、現状維持、定数2名削減、2名ではない削減、議員報酬を見直すことで議員定数は維持、の4提案の意見が出たので、両論併記ということで報告する。
 - 休日、夜間議会の開催。インターネットの活用、審議会の公開や広報活動により住民との意思疎通を図る方策の充実（議会放映等を含む）
 - ア 休日、夜間議会
 - 休日、夜間議会の開催については、実現する方向で、今後も議会運営委員会で検討をしていただきたい。
 - イ インターネットの活用、全員協議会等の公開
 - インターネットによる議会議中継システムを導入していただきたい。また導入にあたっては、今後の活用の拡大等が考えられるので、それに対応できるシステムにしていただきたい。
 - 全員協議会、委員会協議会是非公開であるが、公開する場合には議長、委員長の権限により明確な理由がない限り公開は認められない旨を明記する。

- 公聴会、参考人制度の活用、市民と対話集会の開催等
- 公聴会、参考人制度の活用を積極的にやっていく。
- 請願・陳情者の希望により、趣旨説明ができる場を設ける。
- 市民との対話集会についても積極的に取り組んでいく。
- 政務調査費の透明性の確保
- 政務調査費の報告には、領収書等の添付義務づけを条例化していく。
- （平成19年3月定例会に条例化していく。）
- 政務調査費の細かな用途基準については、今後も検討していく。
- 議員活動の場の確保（議員控室の確保等）
- 会派控室は、市民の相談や打合せに必要であり、設置の方向で検討されるよう要望する。
- 3 議会運営の改革
 - 本会議のあり方
 - ア 日程について（月曜日の開催）
 - 現状どおりでよい。
 - イ 5日間（開会日数）
 - 5日間でよい。ただし質問時間については、おおむね90分を上限とするよう明記する。
 - ウ 質問回数
 - 現状どおりでよいが、一問一答も視野に入れて、検討していく。
 - エ 議場撮影
 - 個人の議場撮影については、現状どおり議長の許可を必要とする。
 - オ 教育委員長の本会議への出席について
 - 教育委員長の出席要求については、強く求めていただき、教育委員については、傍聴をされるよう要望する。
 - カ 傍聴について
 - 資料については、用意をしておき傍聴者が自由に取れるようにする。
 - 傍聴席はテーブル付で、ある程度余裕のあるものとされるよう要望する。
 - 常任委員会のあり方
 - 委員会室の傍聴席は、できるだけ多く確保するよう要望する。
 - 議員派遣について、全議員の関心の強い事項に関することは、全議員が行けるような配慮をされるよう要望する。
 - 常任委員会の複数兼任については新体制に委ねるが、議員定数削減に伴う委員数の改正については、19年3月定例会に行う。
 - 議会運営委員会のあり方
 - 現在は特に問題なく行っているため、問題が起こり次第考えることとして、とりあえずは現在のあり方は評価できる。
 - 行政視察のあり方
 - 視察終了後に委員会の成果を委員会としてまとめ、理事者に伝えられるような形にし、市民に対しては、ホームページあるいは報告会というようなさまざまな形で一つのことにとらわれず、全体として前向きな方向で公開していくよう検討していく。
 - 会派のあり方
 - 特に問題なし。
 - 議会議務局のあり方
 - 議会議務局スタッフの充実、専門性を高めるためにOBの採用を検討されるよう要望する。
 - 「会議録作成支援システム」の導入についても、提案していく。



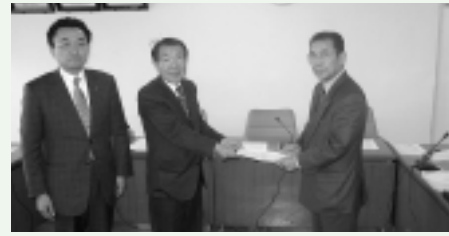
議長に答申する正副座長

特別委員会活動から

庁舎建設特別委員会

二月八日に開催された委員会では次の二点について協議がされました。

新庁舎装飾品の設置工事については、理事者から、庁舎建設に当たり、都市美の中の人工美という観点から芸術作品によ



新庁舎を視察

中の新庁舎の現地視察を行い、次に棟の名称について協議に入りました。その結果、市民の公募等して改選後の新委員会検討して決めてもらうことになりました。

横田基地対策特別委員会

三月二日に委員会が開催され、八件の事項の協議をいたしました。平成一八年度基地交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金については、基地交付金が一三億七九六三万六〇〇〇円、九条調整交付金が二億七五七三万三〇〇〇円の交付決定がされたことの報告がありました。

平成一九年度基地関係国予算については、一九年度基地交付金の報告がありました。

平成一九年度防衛補助事業実施予定について

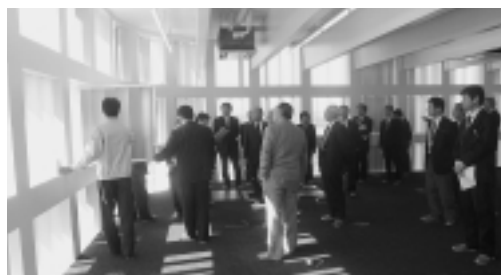
三月一三日に開催された委員会では初めに建設

横田基地対策特別委員会

三月二日に委員会が開催され、八件の事項の協議をいたしました。平成一八年度基地交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金については、基地交付金が一三億七九六三万六〇〇〇円、九条調整交付金が二億七五七三万三〇〇〇円の交付決定がされたことの報告がありました。

平成一九年度基地関係国予算については、一九年度基地交付金の報告がありました。

平成一九年度防衛補助事業実施予定について



新庁舎を視察

三月二日に委員会が開催され、八件の事項の協議をいたしました。平成一八年度基地交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金については、基地交付金が一三億七九六三万六〇〇〇円、九条調整交付金が二億七五七三万三〇〇〇円の交付決定がされたことの報告がありました。

平成一九年度基地関係国予算については、一九年度基地交付金の報告がありました。

平成一九年度防衛補助事業実施予定について

議員表彰

東京都市議会議長会では、議員として永年地方自治に功績のあった方々を表彰しています。平成18年度においては、次の方が表彰されました。

(議席順)

議長 3年以上	石川 和夫
議員 7年以上	高橋 章夫
	原島 貞夫

編集後記

今回の議会は任期四年最後の定例会、そして建築以来四二年間、福生市の議決機関として、幾多の条例を制定し、多くの議員たちが質疑をし、歴史を刻んで来た本会議場も、解体のため最後の議会となりました。

セレモニーも無く、議事終了後に写真を撮った程度で幕を引きました。

政務調査費の使途が各地で問題になっております。福生市議会は以前から申し合わせにより、領収書の写しを添付してまいりました。

条例によらず自主的に取り組む方が、より積極的に進んでいるものと理解しております。

報道を見ますと丸がつかず、領収書を添付していかないかの誤解もあり、肩身の狭い思いをしております。

議会に設置していただきました「議会改革検討協議会」で検討し、使途基準を明確化し、条例化することになりました。

領収書の添付と、「議長が必要に応じて調査を行うことができる」を加え、全会一致で可決しました。

新庁舎ではインターネットで議会議中継を行います。より開かれた議会に進むものと思っております。

今回の議会は任期四年最後の定例会、そして建築以来四二年間、福生市の議決機関として、幾多の条例を制定し、多くの議員たちが質疑をし、歴史を刻んで来た本会議場も、解体のため最後の議会となりました。

セレモニーも無く、議事終了後に写真を撮った程度で幕を引きました。

政務調査費の使途が各地で問題になっております。福生市議会は以前から申し合わせにより、領収書の写しを添付してまいりました。

条例によらず自主的に取り組む方が、より積極的に進んでいるものと理解しております。

報道を見ますと丸がつかず、領収書を添付していかないかの誤解もあり、肩身の狭い思いをしております。

議会に設置していただきました「議会改革検討協議会」で検討し、使途基準を明確化し、条例化することになりました。

領収書の添付と、「議長が必要に応じて調査を行うことができる」を加え、全会一致で可決しました。

新庁舎ではインターネットで議会議中継を行います。より開かれた議会に進むものと思っております。